

児童虐待防止アクションプラン(2016～2020)の概要

1 計画策定の経緯・趣旨

- (1) 児童虐待防止アクションプラン(以下「AP」という。)は、児童虐待を防止するため、本県独自の取組として平成17年9月に初めて策定したものです。
- (2) 第3期APは、平成23年度から27年度までの計画期間であることから、平成28年度を始期とする第4期APを策定するもの。
- (3) APは、県民、児童福祉関係機関等が緊密な連携のもと、児童虐待の発生予防から早期発見・早期対応、再発防止に至るまでの切れ目のない施策や活動を目的に、関係機関等が担うべき役割と具体的な取組を明らかにし、実践するための行動計画として策定するもの。

2 計画期間・進行管理

- (1) 計画期間 平成28年度から平成32年度までの5年間
- (2) 進行管理 毎年度、県において実施状況を把握するほか、岩手県要保護児童対策地域協議会に報告し、評価・助言等を得る。

3 改定の主なポイントと対応する取組

改定の主なポイント	対応する取組
(1) 児童相談所全国共通ダイヤル(189)導入の取組のほか、全国の児童虐待死亡事例等を検証した国の審議会の報告書における提言を参考とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報媒体等による児童相談所全国共通ダイヤル(189)の周知 ・ 教育委員会、警察などの関係機関との連携の強化 ・ 市町村要保護児童対策地域協議会への支援 など
(2) 本県においても児童虐待死亡事例が平22年度に発生していることから、このような事件が二度と起きないように、本県の検証委員会からの提言を盛り込む。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 産後うつ病対策の充実など母子保健活動の実施 ・ 市町村及び児童相談所の相談機能と対応の充実 など
(3) 沿岸被災地において、未だに多大なストレスを抱えながら生活をされている方が大勢いると予想されるため、子育て家庭の支援の充実を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童虐待防止のための普及啓発の充実 ・ 沿岸被災地におけるNPO等と連携した見守り活動等の推進
(4) 現行APの取組状況を踏まえ、取組率が低いアクションⅠ(発生予防)と虐待対応の要であるアクションⅢ(相談機能と対応の充実)の充実を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童に対する人権教育の実施のほか、既存の取組の着実な実施 ・ 教育委員会、警察などの関係機関との連携の強化 ・ 市町村及び児童相談所の相談機能と対応の充実 など
(5) 市町村をはじめとする関係機関からの意見・要望を踏まえる。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村の相談機能と対応の充実、運営の実務マニュアルを活用した市町村要保護児童対策地域協議会の実効ある活動の促進 ・ 児童相談所の相談機能と対応の充実、市町村支援の充実 など

4 計画の体系図

ActionⅠ 虐待の発生を予防する

ねらい

- 1 より一層普及啓発活動に力を入れ、関係機関を含め県民一人ひとりのさらなる機運醸成を図る。
- 2 児童虐待死亡事例は、0歳から2歳までが大部分を占めていることから、周産期からの特定妊婦等へのきめ細かい支援の充実や、これから親となる若年者を対象とした啓発に力を入れる。
- 3 子育ての不安や悩みを一人で抱え、孤立することがないように子育て支援の充実に力を入れる。

項目

- 1 周知と啓発等
- 2 母子保健活動の充実
- 3 子育て家庭への支援の充実

ActionⅡ 虐待を早期に発見する

ねらい

- 1 日頃からの周知啓発に努め、児童虐待の早期発見に関する機運の醸成に努める。
- 2 相談のしやすい環境の整備等により、子どもや子育て家庭への支援の充実を図る。
- 3 学校職員、保育所・幼稚園職員、医療関係者等に対する情報提供等を実施し、児童虐待の早期発見につなげる。

項目

- 1 周知と啓発(Ⅰ-1再掲)
- 2 地域における早期発見、見守り体制の充実
- 3 学校、医療機関、施設等における早期発見

ActionⅢ 虐待の相談機能と対応を充実する

ねらい

- 1 児童虐待事案に対応するそれぞれの機関の役割を最大限発揮できるよう、機関の連携・強化を図る。
- 2 市町村の児童相談対応力の充実を図る。
- 3 児童相談所の専門性の充実を図る。
- 4 広域振興局の市町村支援の充実を図る。
- 5 県家庭的養護推進計画の推進を図り、措置児童の処遇改善と里親の支援体制の充実を図る。

項目

- 1 機関連携及び体制整備
- 2 市町村の相談機能と対応の充実
- 3 児童相談所の相談機能と対応の充実
- 4 広域振興局の市町村支援の充実
- 5 養護体制の充実

ActionⅣ 虐待の再発を防止する

ねらい

- 1 保護者、児童に対する支援体制の充実を図る。
- 2 施設退所児童等への支援の充実を図る。

項目

- 1 親子分離後の家族支援
- 2 児童養護施設、里親等措置解除後のアフターケアなどの充実

5 計画の検討経過と策定スケジュール

(1) 検討経過

時期	内容	主な意見	対応
6月18日 ～7月17日	市町村・児童相談所等関係機関・学識者への意見照会 ・AP改定に当たっての意見、要望等について	・保護者、児童を対象とした出前授業等の実施が必要。	・新たに、「児童に対する人権教育の実施」を記載したほか、現行APの母子保健活動における「両親・母親学級等の充実」の中で取り組む。
		・関係機関との連携強化が必要。特に、乳幼児期における死亡リスクが高いことから、母子保健分野と産科医療機関との連携強化が必要。	・新たに「機関連携及び体制整備」の中項目を創設。母子保健分野と医療機関との連携強化については、現行APの「産後うつ病対策」等の中で取り組む。
		・児童相談所の専門性・人員体制の強化、施設整備が必要。	・児童相談所の環境整備や相談体制の充実を図るため、新たに「児童相談所の体制整備」の小項目を創設。
		・市町村の児童相談対応力の向上が必要。 ・市町村要保護児童対策地域協議会の運営方法が分からない。 ・市町村担当者向けの研修の実施が必要。	・新たに、「市町村要保護児童対策地域協議会運営実務マニュアル」の周知や当該マニュアルを活用した市町村研修の実施を記載。
9月25日	第1回岩手県要保護児童対策地域協議会 ・現行APの取組状況と評価について ・AP改定の方向性と主なポイント、スケジュール等について	・「親」となるための教育が必要。 ・中高生向けにも、子を産む、親になる、家族を持つといった教育が望まれる。	・「思春期健康教育等の実施」や「中高生の乳児ふれあい体験の充実」、「両親・母親学級等の充実」の中で取り組む。
		・児童虐待に係る民生委員・児童委員への啓発に力を入れて欲しい。	・「児童虐待防止ハンドブックの改定と活用周知」等の中で、民生委員・児童委員への啓発や周知に取り組む。
		・市町村職員の専門性を高めることが必要。	・「市町村職員研修の実施」の中で、市町村の相談対応機能の充実に取り組む。
12月18日	第2回岩手県要保護児童対策地域協議会 ・改定AP（たたき台）について ・パブリック・コメント等今後の改定スケジュールについて	・「子育て世代包括支援センター」の設置について、既に同様の機能は各所で行っていることに配慮した記載にしてほしい。	・「子育て世代包括支援センター」に限定せず、総合的な相談支援を行う窓口機能という表現に修正。
		・児童養護施設等を退所して地域へ戻る児童について、支援体制が機能するよう期待する。	・施設退所児童のアフターケアについては、「要保護児童対策地域協議会による支援」の中で取り組む。
12月28日 ～1月27日	パブリック・コメント	・「沿岸被災地におけるNPO等と連携した見守り活動等の推進」について、沿岸被災地の現状を踏まえた推進体制の構築が必要。	・沿岸被災地の現状を踏まえ、子育て家庭への支援を行うNPO等の活動と連携して、見守り等を実施していく。
		・「県民による早期発見と通告」が新規に盛り込まれているが、児童虐待の通告義務を知らない人も多いと思われるので、幅広く周知する取組が必要。	・虐待の発生予防や早期発見のため、「周知と啓発」の中項目の中で、より一層力を入れて取り組む。
		・保健所の主な役割・機能の欄に、『母子保健事業に係る広域調整、連携機能強化支援』を追加してほしい。	・保健所は所管区域の広域的・専門的なサービスを実施する役割・機能があることから、同欄に広域調整や連携機能の強化の支援に係る記述を追加。

(2) 策定スケジュール

